

平塚市公園愛護会

1 公園愛護会とは

次のような活動を行う、地域の皆様を中心に組織された団体です。

- 公園内の清掃及び除草
- 公園内の花壇(植栽帯)の手入れ
- 公園内の遊具の点検及び異常箇所の通報
- 公園内の美化思想や愛護思想の普及



公園愛護会(以下「愛護会」といいます)は、昭和48年ごろ、市内数箇所の公園で地域の方々による自主的な清掃が行われていたことをきっかけに広がりました。当初は6団体でしたが、現在では約160団体にまで増えています。愛護会の皆様には、平塚市の都市公園における日常的な維持管理に御協力いただいております。

自治会・老人会・子ども会を中心に組織された愛護会も多いですが、公園の周辺にお住まいの地域の方で結成することも可能です！

2 公園愛護会の役割

安全で快適な公園環境の維持

平塚市の都市公園における行政での主な維持管理業務は、次のとおりです。

- 除草(業務委託)…年1~2回程度
- 剪定(直営職員)…3~5年に1度(目安)
- 点検(直営職員)…年4回

地域イメージ、地域の安全性の向上

公園は、地域の交流・憩いや子ども達の成長の場であり、防災としての役割も持ちます。

愛護会の活動により公園がその役割を適正に果たすことは、地域全体のコミュニティを強化し、安全性やイメージの向上に繋がります。



**行政による維持管理の効果を維持し、
より安全で快適な公園を作るためには、
皆様の御協力が必要不可欠です！**



3 平塚市公園愛護会各種制度について

▶▶▶ 交付金について ◀◀◀

愛護会として平塚市の承認を受けると、公園の面積に応じて、交付金が交付されます。

(年度当初に申請した場合)

公園面積(事業公園、1公園あたり1㎡未満切捨)	金額
500㎡未満	28,000円
500㎡以上～1,000㎡未満	38,000円
1,000㎡以上～2,000㎡未満	39,000円
2,000㎡以上～3,000㎡未満	41,000円
3,000㎡以上	43,000円

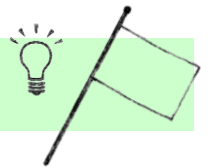


※ 年度途中の申請については、申請時期によって交付額が異なりますので御承知おきください。

▶▶▶ 草刈機等機材の貸出制度 ◀◀◀

草刈機及び刈込ばさみの貸出しを行っております。是非、愛護活動にお役立てください。
なお、貸出しにあたっては、浅間緑地にお越しいただきますので御承知おきください。

4 公園愛護会設立にあたって



(1) 手続きの流れ

- ① まずはお電話、または窓口にて御相談下さい。必要書類を御用意いたします。
- ② 必要書類の提出(みどり公園・水辺課まで)
 - 公園愛護会設立申請書
 - 会員名簿
 - ※ 愛護会を設立するにあたり、会員数は5名を目安とし、会長、副会長、会計、監査を選出する必要があります。兼任はできません。
 - 会則(所定の様式があります。)
- ③ 承認(交付金申請に関する書類をお渡しいたします。)

(2) 活動計画について

愛護活動を長く続けていただけるよう、無理のない活動計画を立ててください。
ただし、清掃については、最低でも2か月に1回程度、実施くださいますよう御協力をお願いいたします。

御興味を持っていただけた方は
御連絡ください！
詳しく御説明させていただきます。

☎ : 平塚市みどり公園・水辺課 公園管理担当

☎ : 0463-23-1111(内線:2424、2620)

✉ : midori@city.hiratsuka.kanagawa.jp